

## 平成 26 年度あざれあ地域協働事業実施要綱

### 1 趣旨

この事業は、県の委託を受けて、特定非営利活動法人静岡県男女共同参画センター交流会議(以下、「交流会議」という)が実施する。交流会議に所属する団体をはじめ、静岡県内各地域の団体が、地域の自治組織、民間団体、教育機関、企業、市町等と連携、協働して、男女共同参画の理解を促進するために行う事業を助成する

### 2 定義

この要綱において、男女共同参画とは、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思により、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うことをいう

### 3 実施主体

各事業は交流会議との共催となる

### 4 事業内容

#### ① 主題

協働による地域の男女共同参画推進事業を行う

#### ② 実施内容

次の A～C の事業をア～エのテーマで実施すること

事業内容

A 地域において男女共同参画を進める研修会、後援会、意見交換会等の開催  
(開催規模は参加者数 30 人以上、開催時間は 2 時間程度を目安とする)

B 男女共同参画啓発誌等の作成・発行  
(製本をし、発行部数は 200 部以上とする)

C 男女共同参画の視点を入れた地域の課題解決のための調査・研究  
テーマ

ア 政策や方針の決定の場における女性の参画拡大

イ 男女双方にとってのワーク・ライフ・バランスの実現

ウ 男女共同参画推進による地域力の強化

エ 生活上の困難や男女の暴力に関する課題への対応

#### ③ 募集対象及び募集团体数

地域の自治組織、民間団体、教育機関、企業、市町等と連携協働して②の事業を  
実践する静岡県内の地域で活動している団体、10 団体程度

5 助成の対象及び助成額

① 助成の対象

あざれあ地域協働事業に要する経費  
計上できる経費は事業費、運営費とする  
事業費 謝金、旅費、印刷製本費、使用料  
運営費 事務費、役務費

② 助成額

1 事業 上限 15 万円

6 実施時期

平成 26 年 7 月～12 月

7 応募方法

①の書類を②の締切日までに交流会議事務局まで送付のこと

① 提出書類

- A あざれあ地域協働事業申請書(様式第 1 号)
- B 事業計画書(様式第 2 号)
- C 収支予算書(様式第 3 号)
- D 実施団体、協働団体の概要(様式第 4 号)

② 募集締め切り

平成 26 年 6 月 30 日(月)

8 決定

選考委員会による書類選考の上、応募団体のプレゼンテーションにより決定し、通知する

9 実践書の提出

事業実施日時が確定したら、下記書類を提出する。

- ① あざれあ地域協働事業実践書(様式第 5 号)
- ② ちらし等がある場合は添付のこと

10 変更の承認申請

事業内容の変更(軽微な変更を除く)、事業を中止または廃止しようとする場合は、決まり次第下記書類を提出し、交流会議代表理事の承認を得なければならない

- ① あざれあ地域協働事業計画変更承認申請書(様式第 6 号)
- ② 変更事業計画書(様式第 2 号)

③ 変更収支予算書(様式第 3 号)

11 実績報告の提出

事業完了後、すみやかに実績報告書類を提出する

① 事業実績書(様式第 5 号)

② 収支決算書(様式第 3 号)

収支に関する領収書等関係書類も添付のこと

③ 事業実績のわかるチラシ、写真、資料を添付のこと

12 事業費請求の手続き

交流会議事務局において、収支決算書の内容を審査し、事業費確定通知書を送付する  
通知した日から起算して 10 日を経過した日までに下記の書類で事業費を請求する

① 請求書(様式第 7 号)

13 事業報告会

すべての団体の事業終了後、事業報告会を開催する。各団体は、事業報告会に出席し、  
事業の報告をする

※事業報告会 平成 27 年 2 月 20 日(金)13:00 から あざれあ 501 会議室で開催予定

14 問合せ、書類提出先

特定非営利活動法人静岡県男女共同参画センター交流会議事務局

〒422-8063 静岡市駿河区馬淵 1-17-1(静岡県男女共同参画センターあざれあ 3 F)

TEL : 054-250-8147 FAX : 054-251-5085

E-mail : kouryukaigil@azarea-navi.jp

URL : <http://www.azarea-navi.jp/> (関係書類ダウンロード先)